

事務連絡
令和6年3月29日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」の改正について

日頃より、厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、事業者による社会的障壁の除去に係る障害者への合理的配慮の提供等の義務化等を改正内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法第56号）が令和6年4月1日より施行されることに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）に即して「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」（以下、「ガイドライン」という。）を改正しました。

本ガイドラインは、福祉分野の事業者が、障害者に福祉サービスの提供を行う際に、様々な状況に応じて柔軟に合理的配慮を提供することができるよう、具体例を盛り込みながら必要な考え方をお示ししているものですが、今回の改正において、更に事例の追加などを行っておりますので、様々な機会をとらえ、管内市町村、障害福祉事業者等に対するガイドラインの周知にご協力いただきますようお願いいたします。